

## 消費税額を計算する

消費税の税額を計算し、付表1-3①欄から⑨欄までと、付表2-3を記入します。

### step.1 課税取引の内容を整理する

令和4年分の区分経理された帳簿などから、課税取引金額計算表〔表イ-1〕に税率ごとに金額を転記し、消費税の課税取引金額を計算します。

### step.2 課税売上高の合計額を計算する

$$\text{売上金額} - \text{課税売上げに} = \text{課税売上高}$$

ならないもの (税込み)

課税標準額の計算には、課税取引金額計算表〔表イ-1〕と、課税売上高計算表〔表ロ〕を使用します。

### step.3 課税標準額を計算する

$$\text{課税売上高} \times \left( \frac{100}{108} \text{ 又は } \frac{100}{110} \right) = \text{課税標準額}$$

(税込み) (1,000円未満切捨て)

**Q. 売上金額には何が含まれますか？**

**A. 営業・農業などの事業所得に係る売上金額、不動産所得に係る売上金額の他、業務用固定資産の売却代金なども含まれます。**

### step.4 消費税額を計算する

$$\text{課税標準額} \times (6.24\% \text{ 又は } 7.8\%) = \text{消費税額}$$

課税取引金額計算表〔表イ-1〕で計算した各所得の課税仕入高の合計を、課税仕入高計算表〔表ハ〕を使用して計算します。

### step.5 課税仕入高の合計額を計算する

$$\text{仕入れ等の金額} - \text{課税仕入れにならないもの} = \text{課税仕入高}$$

控除対象仕入税額の計算には、課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔付表2-3〕を使用します。

### step.6 課税資産の譲渡等の対価の額を計算する

$$\text{課税売上額 (税抜き)} + \text{免税売上額} = \text{課税資産の譲渡等の対価の額}$$

### step.7 資産の譲渡等の対価の額を計算する

$$\text{課税資産の譲渡等の対価の額} + \text{非課税売上額} = \text{資産の譲渡等の対価の額}$$

### step.8 課税売上割合を計算する

資産の譲渡等の対価の額 (step.7) に占める、課税資産の譲渡等の対価の額 (step.6) の割合を計算します。

$$\text{課税資産の譲渡等の対価の額} \div \text{資産の譲渡等の対価の額} = \text{課税売上割合}$$

### step.9 課税仕入れに係る消費税額を計算する

$$\text{課税仕入高の合計} \times \left( \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} \right) - \text{仕入対価の} \times \left( \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} \right) = \text{課税仕入れに係る消費税額}$$

(税込み) 返還等の金額 (税込み)

### step.10 特定課税仕入れに係る消費税額を計算する

※ 当課税期間における課税売上割合 (step.8) が95%未満で、特定課税仕入れがある (事業者向け電気通信利用役務の提供又は特定役務の提供を受けた) 事業者の方のみ計算が必要です。詳しくは、45ページを参照してください。

## step.11 課税貨物に係る消費税額を記入する

※ 保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税額がある場合に記入します。

## step.12 納税義務の免除を受けない、又は受けることとなった場合の、消費税額の調整額を計算する

※ 令和3年分において免税事業者であった方が、令和4年分から課税事業者となった場合、又は令和4年分において課税事業者であった方が、令和5年分から免税事業者になる場合には、棚卸資産に係る消費税額の調整を行います。

## step.13 課税仕入れ等の税額の合計額を計算する

※ 課税仕入れに係る消費税額 (step.9)、特定課税仕入れに係る消費税額 (step.10)、課税貨物に係る消費税額 (step.11)、消費税額の調整額 (step.12) の合計額を計算します。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} + \text{課税貨物に係る消費税額} \pm \text{消費税額の調整額} = \text{課税仕入れ等の税額の合計額}$$

## step.14~16 控除対象仕入税額を計算する

■ 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合 (step.8) が95%以上の場合は、課税仕入れ等の税額の合計額を全額控除します。

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額} = \text{控除対象仕入税額}$$

■ 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合 (step.8) が95%未満の場合は、次のいずれかの方式で計算した金額が控除対象仕入税額となります。

<個別対応方式>

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額のうち、課税売上げのみ対応するもの} + \left( \text{課税仕入れ等の税額の合計額のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して対応するもの} \times \text{課税売上割合} \right) = \text{控除対象仕入税額}$$

<一括比例配分方式>

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額} \times \text{課税売上割合} = \text{控除対象仕入税額}$$

※ 調整対象固定資産に係る消費税額の調整等が必要な場合には、その調整額を加減算して控除対象仕入税額を計算します。

注意

一括比例配分方式を採用している事業者は、この方法を2年間以上継続適用した後でなければ、個別対応方式に変更できません。

## step.17 控除過大調整税額を計算する

※ 貸倒回収等があった場合に計算します。

## step.18 返還等対価に係る税額を計算する

※ 返品等があった場合に計算します。

## step.19 貸倒れに係る税額を計算する

※ 貸倒れが生じた場合に計算します。

## step.20 控除税額小計を計算する

$$\text{控除対象仕入税額} + \text{返還等対価に係る税額} + \text{貸倒れに係る税額} = \text{控除税額小計}$$

## step.21 差引税額又は控除不足還付税額を計算する

$$\text{消費税額} + \text{控除過大調整税額} - \text{控除税額小計} = \text{差引税額 (100円未満切捨て) 又は控除不足還付税額}$$

### 貸倒れが生じた場合は

貸倒れが生じた場合は、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類を保存しておかなければ、消費税額の控除が受けられません。

### Q. 還付申告となるのは、どのような場合ですか？

A. 中間申告に係る税額が確定申告での税額を上回った場合、又は課税仕入れ等に係る消費税額が課税売上げに係る消費税額を上回った場合は、還付申告となります。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の税額計算

地方消費税の税額計算

申告書(第一表及び第二表)の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

## 地方消費税額を計算する

地方消費税の税額を計算し、付表1-3⑩欄から⑬欄までを記入します。

**step.22** 地方消費税の課税標準となる消費税額を転記する

**step.23** 譲渡割額（納税額）又は譲渡割額（還付額）を計算する

$$\begin{array}{c} \text{差引税額} \\ \text{又は} \\ \text{控除不足還付税額} \end{array} \times \frac{22}{78} = \begin{array}{c} \text{納税額（100円未満切捨て）} \\ \text{又は} \\ \text{還付額} \end{array}$$

## 申告書（第一表及び第二表）を記入する

**step.24** 申告書第二表を記入する

付表1-3の金額を申告書第二表に転記します。

**step.25** 申告書第一表①欄から⑨欄までと、⑮⑯欄を記入する

申告書第二表並びに付表1-3及び2-3の金額を申告書第一表に転記します。

**step.26** 申告書第一表⑩中間納付税額を記入する

**step.27** 申告書第一表⑪納付税額を計算する

**step.28** 申告書第一表⑫中間納付還付税額を計算する

**step.29** 申告書第一表⑰欄から⑳欄までを記入する

付表1-3の金額を申告書第一表に転記します。

**step.30** 申告書第一表㉑中間納付譲渡割額を記入する

**step.31** 申告書第一表㉒納付譲渡割額を計算する

**step.32** 申告書第一表㉓中間納付還付譲渡割額を計算する

**step.33** 申告書第一表㉔消費税及び地方消費税の合計税額を計算する

$$\begin{array}{l} \left( \text{①納付税額} + \text{②納付譲渡割額} \right) - \left( \text{⑧控除不足還付税額} + \text{⑫中間納付還付税額} + \text{⑰還付額} + \text{⑲中間納付還付譲渡割額} \right) \\ = \text{㉔消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額} \end{array}$$

## その他の項目を記入する

納税地・屋号・マイナンバー（個人番号）・氏名や付記事項・参考事項などを記入します。

※ 詳しくは、32ページAを参照してください。

## 申告書を提出する

確定申告書の提出方法は次のとおりです。

1. e-Taxで申告する。
2. 郵便又は信書便により、所轄の税務署又は業務センターに送付する。
3. 税務署の受付に提出する。

※ 詳しくは、35ページを参照してください。

## 消費税及び地方消費税を納付する

納付方法は次のとおりです。

1. 振替納税を利用する。
2. ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）で納付する。
3. インターネットバンキングやATMで納付する。
4. クレジットカードで納付する。
5. スマートフォンのアプリで納付する。
6. QRコードによりコンビニエンスストアで現金で納付する。
7. 金融機関又は税務署の窓口で現金で納付する。

※ 詳しくは、35ページを参照してください。

### 振替納税とは

振替納税は、あらかじめ指定した金融機関の預貯金口座から、自動的に納税額が引き落とされる大変便利な制度です。なお、振替納税のお申込みについては35ページをご覧ください。

### （参考）令和5年分の中間申告・納付について

令和4年分の確定消費税額（申告書第一表⑨欄の差引税額）が48万円を超えた事業者の方は、次の区分に応じて令和5年分の中間申告・納付が必要となります。

- ・「48万円を超え400万円以下の事業者の方（年1回の中間申告・納付）」  
令和4年分の確定消費税額の6/12の消費税額とその22/78の地方消費税額を令和5年8月31日（木）までに申告・納付してください。
- ・「400万円を超え4,800万円以下の事業者の方（年3回の中間申告・納付）」及び「4,800万円超の事業者の方（年11回の中間申告・納付）」  
申告・納付期限等につきましては、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

※ 消費税の中間申告書を提出する必要がある事業者の方は、消費税の中間納付税額の22/78の金額を地方消費税の中間納付税額として、消費税の中間申告と併せて申告・納付しなければなりません。

### 任意の中間申告制度について

前年の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者の方（中間申告義務のない事業者の方）であっても、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間から、自主的に中間申告・納付できます。

令和5年分の6月中間申告対象期間の末日は令和5年6月30日（金）ですので、令和5年分の中間申告から適用を受けようとする場合には、同日までに届出書を所轄税務署長へ提出してください。

※ 中間納付税額は、前年の確定消費税額の6/12の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

消費税及び地方消費税は、最終的には消費者が負担する、預り金的な性格を有する税です。  
申告と納付は、期限内に正しく行ってください。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

申告書（第一表  
及び第二表）  
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等